

## 一 設置目的

全国知事会2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会推進本部設置要綱

全国知事会に、全国知事会2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会推進本部（以下「本部」という。）を設置し、大会関連情報及び取組事例の共有・発信、都道府県間の協力連携に関する協議、国や東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）等に対する意見・要望等の整理、組織委員会等からの協力要請への対応等を行うことにより、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を盛り上げるとともに、その効果を全国に波及させるものとする。

## 二 組織

- ① 本部は、全都道府県知事をもって構成する。
- ② 全国知事会会長を本部長とし、東京都知事を副本部長とする。
- ③ 本部長は、本部会議を招集する。また、本部長は、本部会議に組織委員会の職員の出席を求めることができる。
- ④ 本部の下に、全都道府県の東京事務所長等で構成する連絡調整会議を設置する。座長及び副座長は、本部長及び副本部長の都道府県の構成員とする。
- ⑤ 座長は、連絡調整会議を招集する。また、座長は、連絡調整会議に組織委員会の職員の出席を求めることができる。

## 三 庶務事務

本部の庶務事務は、本部長都道府県、東京都及び全国知事会事務局が協力して処理する。

四 その他

この要綱に定めるもののほか、本部の運営に必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成二十六年九月四日から施行する。